



本県における外国人雇用の現状

近年、労働力人口の減少等により人手不足が深刻化するなか、その解決策のひとつとして外国人労働者の雇用に注目が集まっている。国でも入管法の改正等を行うなど、より多くの外国人労働者を受け入れるための体制構築を進めている。本稿では、外国人雇用の現状について県内の動向も踏まえながら概観する。

1 本県の外国人に関する統計から

(1) 県内在留外国人数

法務省「在留外国人統計」によると、県内の在留外国人数(平成30年6月現在)は、3,901人となっており、28年から3年連続で増加している(図表1)。

市町村別では、秋田市が1,421人と最も多く、横手市が378人、大館市が323人、由利本荘市が262人、大仙市が249人と続く。

(2) 県内外国人労働者数

秋田労働局が公表している「平成30年外国人雇用状況集計結果」によると、県内の外国人労働者数(平成30年10月現在)は、前年比16.3%増の1,953人となった(図表2)。

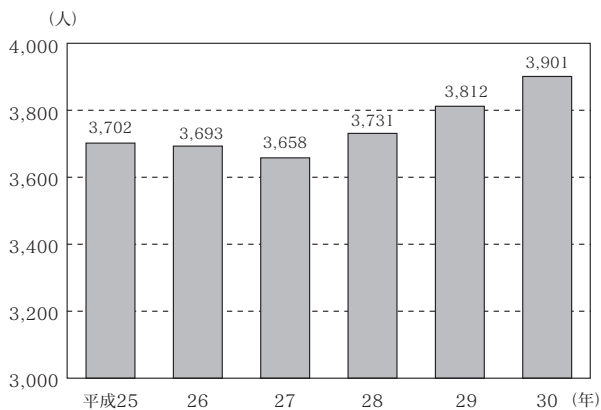
また、外国人を雇用する事業所数も、前年比7.5%増の431事業所と過去最高を更新した。

外国人労働者数を産業別にみると、「製造業」が987人(50.5%)と最も多く、「教育、学習支援業」が272人(13.9%)、「卸売業、小売業」が185人(9.5%)となっている(図表3)。

なお、「製造業」の内訳では、「繊維工業」が699人と大半を占め、「食料品製造業」が108人、「輸送用機械器具製造業」が54人と続く。

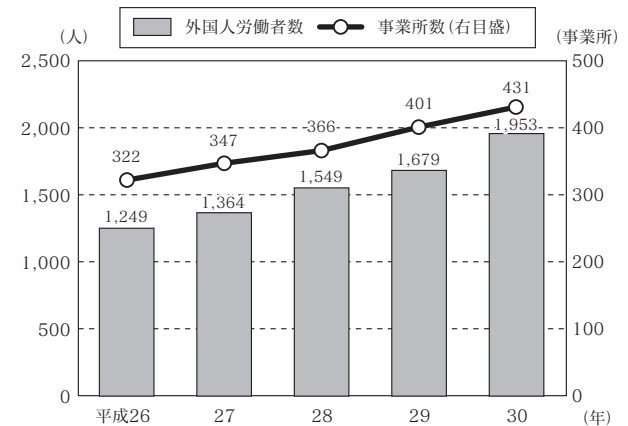
在留資格別では、「技能実習」が958人(49.1%)と最も多く、永住者などの「身分に基づく在留資格」が436人(22.3%)、「専門的・技術的分野の在留資格」が359人(18.4%)、留学生のアルバイトなどが含まれる「資格外活動」が189人(9.7%)となった(図表4)。

図表1 在留外国人数(秋田県)



資料：法務省「在留外国人統計」より当研究作成

図表2 外国人労働者数(秋田県)



資料：秋田労働局(以下、図表3~6も同じ)

国籍別では、「中国(香港等を含む)」が602人(30.8%)と最も多く、「フィリピン」が396人(20.3%)、「ベトナム」が377人(19.3%)、「アメリカ」が155人(7.9%)などとなっている(図表5)。

(3) 東北各県との比較

東北の各県をみても外国人を雇用する事業所数、労働者数とも増加傾向にある(図表6)。平成30年の事業所数について、26年と比較すると、本県は1.34倍となった。一方、福島1.92倍、青森1.85倍、宮城1.77倍、岩手1.53倍、

山形1.48倍となっている。同様に、外国人労働者数についても本県は1.56倍であったものの、福島2.40倍、青森2.21倍、宮城2.09倍、岩手1.67倍、山形1.62倍とやや水をあげられている。

もちろん単純に数そのものや増加率を他県と競い合う性質のものではないが、人手不足が深刻化する本県においても、より積極的に取り組む必要があるといえるだろう。

政府でも法改正など外国人労働者を呼び込むための施策を実施しているが、次項では外国人労働者の雇用方法等について基本的な部分を確認していきたい。

図表3 産業別外国人労働者数(秋田県)

産業	外国人労働者数(人)	構成比(%)
農業,林業	34	1.7
鉱業,採石業,砂利採取業	1	0.1
建設業	52	2.7
製造業	987	50.5
(うち食料品製造業)	(108)	(5.5)
(うち繊維工業)	(699)	(35.8)
(うち輸送用機械器具製造業)	(54)	(2.8)
情報通信業	5	0.3
運輸業,郵便業	2	0.1
卸売業,小売業	185	9.5
金融業,保険業	1	0.1
学術研究,専門・技術サービス業	5	0.3
宿泊業,飲食サービス業	138	7.1
生活関連サービス業,娯楽業	14	0.7
教育,学習支援業	272	13.9
医療,福祉	36	1.8
複合サービス業	8	0.4
サービス業(他に分類されないもの)	48	2.5
公務(他に分類されるものを除く)	165	8.4
合計	1,953	100.0

図表4 在留資格別外国人労働者数(秋田県)

在留資格	外国人労働者数(人)	構成比(%)
専門的・技術的分野の在留資格	359	18.4
特定活動	11	0.6
技能実習	958	49.1
資格外活動	189	9.7
身分に基づく在留資格	436	22.3
合計	1,953	100.0

図表5 国籍別外国人労働者数(秋田県)

国籍	外国人労働者数(人)	構成比(%)
中国(香港等を含む)	602	30.8
韓国	55	2.8
フィリピン	396	20.3
ベトナム	377	19.3
ネパール	27	1.4
インドネシア	25	1.3
ブラジル	7	0.4
ペルー	1	0.1
アメリカ	155	7.9
イギリス	29	1.5
その他	279	14.3
合計	1,953	100.0

図表6 東北6県の外国人雇用状況

	外国人を雇用している事業所数(事業所)					外国人労働者数(人)				
	平成26年	27年	28年	29年	30年	平成26年	27年	28年	29年	30年
青森	336	395	483	534	620	1,422	1,642	2,141	2,614	3,137
岩手	528	572	664	733	808	2,697	2,822	3,418	3,999	4,509
宮城	1,065	1,209	1,372	1,698	1,880	5,272	6,355	7,804	9,337	11,001
秋田	322	347	366	401	431	1,249	1,364	1,549	1,679	1,953
山形	584	648	707	777	862	2,318	2,523	2,798	3,221	3,754
福島	806	1,013	1,251	1,401	1,544	3,386	4,323	5,833	6,914	8,130

2 外国人労働者の雇用方法等について

(1) 在留資格

外国人を雇用する場合には、雇用しようとする当人に、出入国管理及び難民認定法（以下、「入管法」）によって定められた、「在留資格」があることが大前提となる。また、原則としてその在留資格に属する活動の下で許容された活動以外には従事できないことになっている。

入国管理局（現・出入国在留管理庁）が公表している在留資格（平成30年8月現在）について、就労の可否といった観点でみたとき、①就労が認められる在留資格（活動制限あり）、②就労可否は指定活動による、③就労が認められない在留資格、④身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）の4つに大別される（図表7）。

外国人労働者を雇用する際には、当人の在留

図表7 在留資格一覧表（平成30年8月現在）

①就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例	在留期間
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族	外交活動の期間
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族	5年、3年、1年、3月、30日又は15日
教授	大学教授等	5年、3年、1年又は3月
芸術	作曲家、画家、著述家等	5年、3年、1年又は3月
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等	5年、3年、1年又は3月
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン	5年、3年、1年又は3月
高度専門職	(1号) ポイント制による高度人材	5年
	(2号) ポイント制による高度人材	無期限
経営・管理	企業等の経営者、管理者	5年、3年、1年、4月又は3月
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等	5年、3年、1年又は3月
医療	医師、歯科医師、看護師	5年、3年、1年又は3月
研究	政府関係機関や私企業等の研究者	5年、3年、1年又は3月
教育	中学校・高等学校等の語学教師等	5年、3年、1年又は3月
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師等	5年、3年、1年又は3月
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者	5年、3年、1年又は3月
介護	介護福祉士	5年、3年、1年又は3月
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等	3年、1年、6月、3月又は15日
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、パイロット等	5年、3年、1年又は3月
技能実習	(1号) 技能実習生（1年目の技能実習）	法務大臣が個々に指定する期間（1年を超えない範囲）
	(2号) 技能実習生（2年目～3年目の技能実習）	法務大臣が個々に指定する期間（2年を超えない範囲）
	(3号) 技能実習生（4年目～5年目の技能実習）	法務大臣が個々に指定する期間（2年を超えない範囲）

②就労可否は指定活動による

在留資格	該当例	在留期間
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等	5年、3年、1年、6月、3月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

③就労が認められない在留資格

在留資格	該当例	在留期間
文化活動	日本文化の研究者等	3年、1年、6月又は3月
短期滞在	観光客、会議参加者等	90日若しくは30日又は15日以内の日を単位とする期間
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生・生徒	4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月又は3月
研修	研修生	1年、6月又は3月
家族滞在	在留外国人が扶養する配偶者・子	5年、4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月又は3月

④身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例	在留期間
永住者	法務大臣から永住の許可を受けた者	無期限
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・子・特別養子	5年、3年、1年又は6月
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子	5年、3年、1年又は6月
定住者	日系3世、第三国定住難民等	5年、3年、1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

資料：入国管理局「在留資格一覧（平成30年8月現在）」等より当研究所作成

資格が就労可能か、また就労可能な場合であっても活動範囲に自社の業務が含まれているかどうかを確認する必要がある。仮に雇用できない場合は、在留資格の変更等の一定の手続きを経て雇用可能な在留資格を取得させる必要がある。なお、留学生のアルバイト等については、本来就労が認められない在留資格のため不可であるが、許可を得ることにより資格外活動として可能となる。

在留期間についても、それぞれの在留資格によって異なる。例えば、機械工学等の技術者や

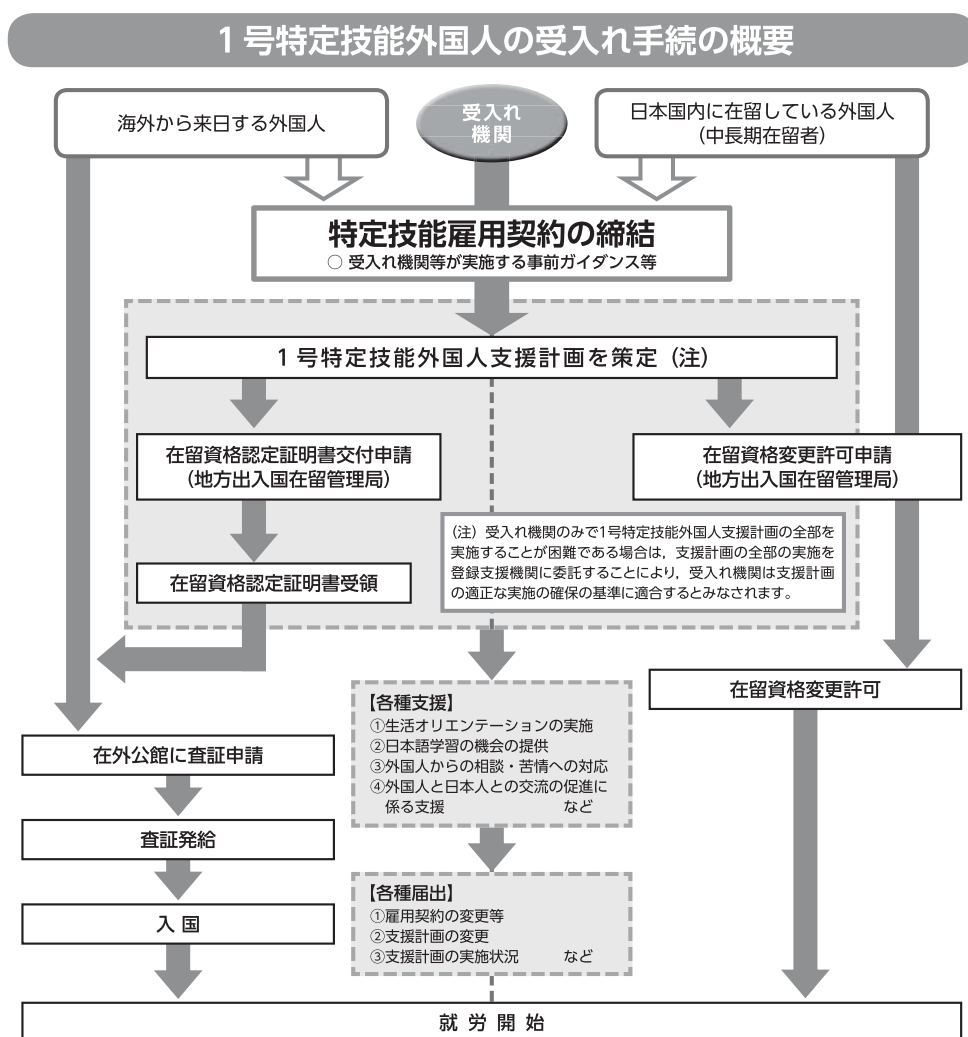
通訳などが含まれる「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の場合は、「5年、3年、1年又は3月」となる。一方、「永住者」の在留期間は「無期限」となっている。

(2) 新たな在留資格「特定技能」

a 特定技能とは

特定技能は、平成31年4月の入管法改正により新たに創設された在留資格であり、特に人材確保が困難な特定の産業分野において、相当程度の知識や経験を有した即戦力となる外国人の

図表8 特定技能1号の外国人受け入れ手続きの流れ



資料：法務省リーフレット（受け入れ機関向け）より抜粋

図表9 特定技能1号・2号の比較

	特定技能1号	特定技能2号
対象となる特定産業分野	14分野（介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業）	2分野（建設、造船・船用工業）
技能水準	相当程度の知識または経験を必要とする技能を要する業務（相当期間の実務経験等を要する技能であって、特段の育成・訓練を受けることなく、直ちに一定程度の業務が遂行できる水準）	熟練した技能を要する業務（長年の実務経験等により身に付けた熟練した技能をいい、現行の専門的・技術的分野の在留資格を有する外国人と同等またはそれ以上の高い専門性を要する技能） ※自らの判断により高度に専門的・技術的な業務を遂行できる場合など
日本語能力水準	ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することを基本としつつ、特定産業分野ごとに業務上必要な日本語能力	—
資格取得要件	所管省庁が定める技能試験および日本語試験等への合格（2号技能実習修了者は免除）	所管省庁が定める試験への合格、および実務経験要件
在留期間	1年、6カ月または4カ月ごとの更新 通算して5年が上限	3年、1年または6カ月ごとの更新 更新回数に制限なし
家族帯同	基本的に認められない	要件を満たせば可能（配偶者、子）

資料：法務省HP等をもとに当研究所作成

図表10 特定産業分野の概要

分野	受入れ見込数 (5年間の最大数)	求められる人材の基準		従事する主な業務
		技能水準（試験区分）	日本語能力水準	
介護	60,000人	・介護技能評価試験 ・介護福祉士養成施設修了	・介護日本語評価試験 ・国際交流基金日本語基礎テストまたは日本語能力試験（N4以上）	身体介護等（利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等）のほか、これに付随する支援業務（レクリエーションの実施、機能訓練の補助等）※訪問介護等の訪問系サービスは対象外
ビルクリーニング	37,000人	・ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験	・国際交流基金日本語基礎テストまたは日本語能力試験（N4以上）	建築物内部の清掃
素形材産業	21,500人	・製造分野特定技能1号評価試験	・国際交流基金日本語基礎テストまたは日本語能力試験（N4以上）	鋳造、鍛造、ダイカスト、機械加工、金属プレス加工、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、機械保全、塗装、溶接
産業機械製造業	5,250人	・製造分野特定技能1号評価試験	・国際交流基金日本語基礎テストまたは日本語能力試験（N4以上）	鋳造、鍛造、ダイカスト、機械加工、金属プレス加工、鉄工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、プラスチック成形、塗装、溶接、工業包装
電気・電子情報関連産業	4,700人	・製造分野特定技能1号評価試験	・国際交流基金日本語基礎テストまたは日本語能力試験（N4以上）	機械加工、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、プラスチック成形、塗装、溶接、工業包装
建設	40,000人	・建設分野特定技能1号評価試験 ・技能検定3級（型枠施工、左官など一部業務区分）	・国際交流基金日本語基礎テストまたは日本語能力試験（N4以上）	型枠施工、左官、コンクリート圧送、トンネル推進工、建設機械施工、土工、屋根ふき、電気通信、鉄筋施工、鉄筋継手、内装仕上げ、表装
造船・船用工業	13,000人	・造船・船用工業分野特定技能1号評価試験 ・技能検定3級（塗装、鉄工などの一部業務区分）	・国際交流基金日本語基礎テストまたは日本語能力試験（N4以上）	溶接、塗装、鉄工、仕上げ、機械加工、電気機器組立て
自動車整備	7,000人	・自動車整備特定技能評価試験 ・自動車整備士技能検定3級	・国際交流基金日本語基礎テストまたは日本語能力試験（N4以上）	自動車の日常点検整備、定期点検整備、分解整備
航空	2,200人	・航空分野技能評価試験（空港グランドハンドリングまたは航空機整備）	・国際交流基金日本語基礎テストまたは日本語能力試験（N4以上）	空港グランドハンドリング（地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等）、航空機整備（機体、装備品等の整備業務等）
宿泊	22,000人	・宿泊業技能測定試験	・国際交流基金日本語基礎テストまたは日本語能力試験（N4以上）	宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供に係る業務
農業	36,500人	・農業技能測定試験（耕種農業全般または畜産農業全般）	・国際交流基金日本語基礎テストまたは日本語能力試験（N4以上）	耕種農業全般（栽培管理、農産物の集出荷・選別等）、畜産農業全般（飼養管理、畜産物の集出荷・選別等）
漁業	9,000人	・漁業技能測定試験（漁業または養殖業）	・国際交流基金日本語基礎テストまたは日本語能力試験（N4以上）	漁業（漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等）、養殖業（養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の取獲（獲）・処理、安全衛生の確保等）
飲食物品製造業	34,000人	・飲食物品製造業技能測定試験	・国際交流基金日本語基礎テストまたは日本語能力試験（N4以上）	飲食物品製造業全般（飲食物品（酒類を除く。）の製造・加工、安全衛生）
外食業	53,000人	・外食業技能測定試験	・国際交流基金日本語基礎テストまたは日本語能力試験（N4以上）	外食業全般（飲食物調理、接客、店舗管理）

資料：法務省「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」より当研究所作成

雇用が可能となる。これまで、非熟練・単純労働については、技能実習や留学の資格外活動によって担われてきたともいえるが、近年の人手不足を背景に、非熟練・単純労働への外国人の就労を可能とする在留資格が新設されたと考えることができる。

特定技能外国人を受け入れる際には、外国人と受入先との間で法定の雇用契約を締結する必要がある。また、受入先は特定技能外国人支援計画を策定し、生活面や日本語学習等に関する各種支援を実施するなど、一定の基準を満たさなければならない（図表8）。

b 特定技能1号と2号の違い

特定技能の在留資格は、1号と2号に分かれるが、「特定技能1号」は、特定産業分野(14分野)において、「相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務」に従事する外国人向けの在留資格となる（図表9）。これに対し「特定技能2号」は、現時点で建設および造船・船用工業の2業種に限定され、かつ「熟練した技能を要する業務」となっている。

特定技能1号の在留資格を得るための要件は、各分野における技能試験および日本語能力試験への合格（外国人技能実習法における2号技能実習修了者は免除）等であり、技能実習者から移行するケースと、海外から直接「特定技能1号」として入国するケースの2パターンが考えられる。これに対して、特定技能2号の在留資格を得るための要件は、当該業務の所管省庁が定める試験への合格に加え、実務経験要件が求められており、ハードルは高いとされている。

また、「特定技能1号」の滞在期間は通算5年が上限とされており、基本的には配偶者および

子に対する在留資格は認められていない。一方、「特定技能2号」は、更新期間および回数に制限はなく、配偶者および子が要件を満たせば「家族帯同」の在留資格取得も認められる。

c 特定産業分野について

各特定産業分野においては、受入れ見込数、求められる人材の基準、従事する主な業務の内容等の条件が大きく異なる（図表10）。

受入れ見込数については、「介護」で6万人、「外食業」で5.3万人、「建設」で4万人など、人材確保が特に困難な分野が選定されていることも踏まえ、最大で約34万人と相当数を見込んでいる。

なお、技能水準および日本語能力水準を満たし、特定産業分野の業務を行わせるための基準を満たせば、複数の分野の業務に従事することも可能である。一方、フルタイムでの業務従事が求められているため、複数の企業で一人の特定技能外国人を受け入れることはできない。

いずれにしても、具体的な運用要領等については、随時変更や見直しも行われることがあるため、受け入れを検討する際には、該当する特定産業分野の最新の情報（政省令、告示など）に目を通しておく必要がある。

3 県内の外国人雇用に向けた動き

(1) 県内企業の外国人労働者の雇用に対する取組方針

当研究所では、本年3月に「県内企業動向調査」(調査対象310社：回答企業数257社、回答率82.9%)を行い、その中で「外国人労働者の雇用に対する取組方針」について尋ねている。

全産業では、「現在雇用している」が8.2%、

「今後雇用する予定」が4.3%となった（図表11）。「検討中」の19.5%も含めると3割を超える企業が外国人労働者の雇用に大きな関心を持っていることがわかった。

業種別では、「現在雇用している」とする回答割合が、従来から技能実習での受入れが進んでいる「衣服縫製」で30.0%と最も高くなった。次いで、インバウンドへの対応が必要となっているホテルや観光施設等が含まれる「観光」で28.6%となったほか、「機械金属」で16.0%となった。なお、「観光」は「今後雇用する予定」（14.3%）、「検討中」（28.6%）の割合も高くなっており業界全体として関心が高いことがうかがえる。そのほか、「検討中」とする割合についても「衣服縫製」（30.0%）、「サービス」（28.0%）、「電子部品」（27.8%）、食料品製造や印刷を含む「その他製造」（27.3%）、「建設」（25.0%）など人手不足といわれる業種で高くなった。

図表11 外国人労働者の雇用方針（業種別）

	現在雇用している	今後雇用する予定	検討中	雇用する予定はない	無回答
全産業	8.2	4.3	19.5	65.8	2.3
製造業	8.7	2.6	19.1	67.0	2.6
電子部品	5.6	0.0	27.8	55.6	11.1
機械金属	16.0	12.0	12.0	60.0	0.0
衣服縫製	30.0	0.0	30.0	40.0	0.0
木材・木製品	6.3	0.0	6.3	81.3	6.3
酒造	7.7	0.0	7.7	84.6	0.0
その他製造	0.0	0.0	27.3	72.7	0.0
非製造業	7.7	5.6	19.7	64.8	2.1
建設	2.8	2.8	25.0	69.4	0.0
卸売・小売	6.3	4.2	12.5	75.0	2.1
運輸	0.0	5.3	10.5	78.9	5.3
観光	28.6	14.3	28.6	21.4	7.1
サービス	12.0	8.0	28.0	52.0	0.0

(2) 行政、業界団体の取組み

本県においても、行政や業界団体など各方面で本格的な取組みが始まっている。

県は「秋田県外国人材の受入れ・共生に係る連絡協議会」（旧・秋田県外国人材活用促進連絡協議会）を立ち上げ、農業や建設業、介護福祉

などの業界団体が現状や課題について情報共有をはかっている。また、4月からは「外国人雇用サポートデスク」を設置し、受入れを希望する県内事業所の相談を受け付けている。運営を受託している秋田県行政書士会によると、実際に人手不足に悩む様々な業種の企業からの相談が寄せられ始めているとのことであった。

農業関係でも、秋田県農業会議、県、J Aなどが連携し、農業の労働力確保に向けた支援を行う「農業労働力サポートセンター（仮称）」が設置される予定であり、受入れ体制の整備が進むことが期待される。

4 おわりに

人口減少や少子高齢化の進行が著しい本県において、労働力人口の維持、確保は急務といえる。その解決策として、外国人労働者の雇用は有力な選択肢の一つになり得るものであり、アンケート結果にも、人手不足に悩む企業から高い関心を集めていることが表れている。

しかしながら、日本国内にとどまらず、国際的に人材の獲得競争が進むなか、外国人労働者から本県を選んでもらうためには、相応の情報発信や体制構築はもとより、受入側の意識の変革が必要なことは自明である。これまでのイメージでもあった短期的で安価な労働力としてではなく、中長期的に企業を支えるコア人材として、さらには地域に根差し、共に生きるパートナーとして迎えることが求められよう。

（打矢 亘）

※ 本文中における入管法の運用方針等については、執筆時点のものです。最新の情報につきましては、法務省HP等よりご確認ください。